

正治初度百首鳥歌の考察

——俊成・定家一紙兩筆懐紙を中心に

山崎 桂子

一

正治二年初度百首和歌（以下、正治初度百首と称する）は、春秋各二十首、夏冬各十五首、恋十首、羈旅・山家・鳥・祝各五首から成り、いわゆる四季・恋・雑の部立である。が、雑部の「鳥」という題は、百首構成から見ると、いささか珍妙な設定という気がしないでもない。例えば十題百首の、天・地・居處・草木・鳥・獸・虫・神祇・釈教などという歌題設定であればともかく、本百首に於いて、なぜわざわざ、「鳥」という題が設けられたのであろうか。また、その鳥の歌の実態はどのようなものであるのか。

ところで、本百首の定家詠については、その草稿の存在が知られている。報告された順に掲げると、

- (1) 「定家卿十首歌切」（昭和十六年二月十八日東京美術倶楽部入札『観空庵遺愛品入札目録』掲載）
- (2) 永青文庫蔵「俊成・定家一紙兩筆懐紙」
- (3) 静嘉堂文庫蔵「藤原定家三首自歌切」

である。(1)は、久保田淳氏が報告されたもので、定家の本百首の羈旅・山家にあたる歌十首が記されており、定家の自注、俊成のもの

と思われる合点と評語があるという。

(2)は、昭和五十二年七月同文庫秘蔵の茶道具名品展に出品されたもので、橋本不美男氏⁽²⁾が資料全体を紹介され、それが正しくは、懐紙ではなく、定家の本百首鳥歌詠草に俊成が意見を注して返した勸返状であることや、その意義を述べられた。

本百首詠進過程については、既に有吉保氏⁽³⁾が詳述されているが、そもそも定家が自詠の検閲を父に乞うたことは、『明月記』正治二年八月二十三日条、

右中弁奉書曰、百首明日可進、卒爾周章、未時許參入道殿、思詠二十首許不足、所詠出経御覧、仰云、皆無其難、早案出可進也者、又見御歌、申所存退帰、

に窺える。この時、俊成の検閲を受けたのは八十首で、残り二十首を早く詠むように言われている。これが、本百首雑部にあたる二十首であると推量される。『明月記』翌日翌々日条を併せ考えると、橋本氏の推定通り「この鳥題五首勸返状は、二十三日夜から二十四日午前中にかけて、あわただしく定家・俊成の間を往返した、未詠二十百分の勸返状の一部」（同氏論文）であるということになる。

(2)の出現と、右の如き意義づけによって、(1)が(2)のつれである、

すなわち勘返状の一部であることは、(1)の形状・内容から考えても疑いを入れない(但し、久保田氏も述べられているように、現在(1)の所在は不明である)。従つて、本百首雑部二十首については、定家の草稿が勘返状の形で存在したことが確認できる(祝五首については、未だ資料の出現をみないが、当然含めて考えるべきであろう)。

同じく定家草稿の(3)であるが、これは、兼築信行氏(4)が紹介されたもので、本百首の秋の歌と春の歌各一首と、新出の二首が記されている。この歌切は、『明月記』二十五日条に言う、兼実によつて「猶三首許不甘心」とされた歌の差替用に定家が執筆した草稿であると、氏は推断されている。

以上三つの資料のうち、本稿の中心である鳥の歌に直接かかわつてくるのは、(2)の「俊成・定家一紙両筆懐紙」(以下、勘返状と称する)である。既に、久保田氏(5)がこの資料をもとにあらゆる角度から論及されており、今更加えるべきことは少ないが、本稿は、先学の研究をふまえながら、鳥題設定の意義、定家自注と定家の鳥の歌の内容等について、整理と考察を試みたものである。

二

まず、勘返状全体(6)を見ると、定家の鳥題の歌五首と自注があり、それに対する俊成の合点と頭書がある。五首の歌の異同は、編纂本正治初度百首とも、拾遺愚草所収の正治初度百首ともない。但し、「てなれつゝ」の歌と、「きみがよに」の歌の順が、勘返状では逆になっている。

本資料によつて、正治初度百首の成立事情は一段と詳しく解明さ

れるに至つたわけだが、そもそもこの催しの発案はどのあたりからなされたものであろうか。久保田氏は次のように推測されている。

後鳥羽院が群臣に百首を詠進させることを思い付いたのは、おそらく堀河天皇の御代の「堀河院御時百首和歌」や崇徳院の「久安六年御百首」にならおうという気持からであらう。あるいはそれも通親あたりが焚きつけたことかもしれない。ともかく、院としては具体的に誰それに詠進させるかということまでは、さして関心がなかったのではないだろうか。この計画を通親あたりを通してキャッチした六条家の季経などが、平生小憎らしいと思つていた定家をオミットしようとしたであらうことは、十分想像できる。(定家——その生涯と時代、平凡社、

『太陽』No. 210、80・10)

私も久保田氏の御論に同感であるが、中でも「通親あたりが焚きつけたことかもしれない」(右引用文中)というのが、正鶴を射たところではないかと考えている。この辺の事情を私なりにもう少し憶測してみた。

まず通親については、『明月記』七月十八日条が注目される。定家は百首の作者に加えられるように働きかけていたのだが、その結果は、「……………事始御気色甚快、而内府沙汰之間、事忽更改、只撰老者預此事云々、古今和歌堪能、撰老事未聞事也、是偏晒季経略、為棄置予所結構也、季経経家彼家之人也、全非遺恨、更不可望」という状況で、久保田氏もしばしば述べられているが、内府通親の力の絶大さを窺わせる。恐らく、この通親へ六条家の季経・経家が働きかけての沙汰であつたらう。

また、後鳥羽院について、「ともかく、院としては具体的に誰そ

れに詠進させるかということまでは、さして関心がなかったのではないだろうか。」(前掲引用文中)と久保田氏が述べられているが、更に言えば、この時点でも院は和歌に対して未だ未知数的存在であったと思われる。本百首の行なわれた正治二年以前には、院の本格的な詠歌活動の形跡は認められず、そもそも院自身が和歌にいかほどの興味を抱いていたかは想像の域を出ない。久保田氏は、そのあたりを初期後鳥羽院歌圈の構成員という観点から院の詠歌活動の出発を考えておられる。つまり、院の内部には和歌への興味が十分に用意されつつあったということである。が、未だ実際の詠歌には至っていない院。

かつて有吉保氏は、「……………政治と文学の在り方が接近していた時代であったと察知される。専門歌人が、身分相応の詠歌の場をもつだけでなく、歌人なるが故に榮進し、昇殿を許された時点がこの期である。」と述べられたが、六条家が自派の勢力を伸ばす為には、最高権力者である院の和歌に対する理解と加護は是非とも手に入れたいものであった。理解と加護は、そもそも院自身の和歌への興味から発することは勿論である。それは、ひとり六条家に限らず、当代の歌人達にとって等しく歌運の隆盛をもたらす絶好の機会であったわけであるが。

このように考えてみても、本百首の発案は、院自身の興味のありようをいち早く察知した通親と、思惑を秘めた季経・経家あたりからなされたものとの見方が妥当なところであろう。彼等の目論見は、院を和歌の道へ引き入れ、和歌を以って親しく出入りすることによる自派の勢力伸長であったが、二十一才の院がこの百首を機に、急速に和歌へと傾斜して行き、後年、大歌壇の主権者になると

ころまで予想していたかどうかは疑問である。

本百首の発端をこのように捉えた上で、改めて鳥題に目を向けてみると、本来ならば述懐或は神祇・釈教等の題でもしかるべきところに、わざわざ設けられたこの題は、どのような意図をもっているのだろうか。久保田氏は、勘返状の定家自注に言う「制御」(本稿、三章で詳述)から、鳥題について、

このとき、院は明らかに新奇な素材への興味に動かされているのである。すると、この百首の題を設けたのは院自身だったのである。すると、それはやや考えにくい。おそらく、院の意向を汲んで、近臣のだれかが題者(出題者)となつたのであろう。

(中略)『鳥』という題を設けた背後に、当時の歌壇一般に新奇な素材に対する関心がうかがわれることは確かであらう。

〔藤原定家の虚構と現実〕、集英社、『図説日本の古典』第四卷 S 54・4)

と述べられている。題者についての推測は、久保田氏の述べられる通りであろう。また、四季・恋・雑という大まかな部立の本百首の中で、唯一鳥題は、何か新しい試みの意図されたもので、恐らく久保田氏の言われる如く「新奇な素材に対する関心」であつたろう。ところで、勘返状の「てなれつゝ」の歌の定家自注、

文治之比禁裏御壺被飼鶏以近臣

被結番供奉其事

長房 信清 道光
保家 定家

依之詠之

これは、文治の比、禁裏の御壺で鶏(『明月記』によると、鬪鶏が行なわれていたようである)を飼っていて、当の定家を始め近臣達がニワトリ当番をしていたという、いささかユーモラスな事実を伝え

ている。

鶏を飼わせた天皇、すなわち後鳥羽帝は、文治の比と言えは六〇十才の幼さである。そもそも後鳥羽院という人は、稀に見る多趣味・多芸の人物で、愛禽もその一つである。久保田氏¹⁰は、早くに定家のこの自注に注目され、院の玩禽趣味から後鳥羽院歌壇の形成に論を及ぼしておられる。中でも、同論で氏の引用された『明月記』承元二年九月の条は、院の愛禽ぶりを示すものとして興味深い。すなわち、殊なる近臣朝俊が、鳩を取る為、朱雀門に登り、置き忘れた松明によって朱雀門が焼亡してしまったという。定家は、近年天子・上皇が皆、鳩を好み給う為、近臣達が鳩を自ら飼ひ、旧塔や鐘楼に登っては鳩をつかまえているのだと記している。これは承元二年のことで、後鳥羽院は三十近い年齢であるが、愛禽は変わらなかったのである。

右の如き院の玩禽趣味と、その為に奔走する近臣の姿とは、本百首中に「鳥」という題がわざわざ設定されていることと無関係とは考えられない。少なくとも私には、後鳥羽院の鳥好きと、この鳥題とを切り離して考えることは出来そうにない。本百首が、上述の如き院周辺の思惑を秘めて発案されたという観点から見れば、この鳥題は、和歌に關して未知数的部分の多い院に対する揆揆的な意味合いを認めてもよいのではなからうか。百首の企画に際して、応制の主体である院が最も好むところの「鳥」を歌題として、その中へ入れるということは、一種ほほえましい君臣の図を思い描かせるし、別の面から見れば、新奇な素材を詠み込もうとする試みが、草木・獸・虫……でなく、他ならぬ「鳥」であったことには、院周辺の院への追従的な態度をも読みとることが出来よう。

三

ここで再び勘返状にもどって、「制仰」の問題について考えてみたい。勘返状の五首目「わがきみに」の歌の後に、

雁千鳥 已停止候云々、然而此二首

殊大切思給候 此外凡可構出と

不覚候 制仰たゞそこしらす

してや候へからむ

という注記がなされている。定家は、四首目「いかにせん」の歌で雁を、五首目で千鳥を詠んでいるが、右の注記はこの二首に対してつけられたものである。鳥題において雁や千鳥を詠むことは院によって停止されているそらだと言っている。「云々」と伝聞で記していることについては、橋本氏が「定家が遅れて詠進者に加えられた為であろう」と推測され、久保田氏は「……おそらくそれは強い拘束力をもった禁制ではなかつたのであろう。院が、『この鳥の題では、雁や千鳥のようなありふれた鳥は詠むな』と近臣にいったということを、伝聞した程度だつたのではないかと考えられる」と述べられている。

「制仰」は、四季の歌で既に詠み込まれるであろう雁や千鳥をまたここで詠んだのでは、鳥題のおもしろ味が損われてしまうという配慮であろう。このような「制仰」が出されていたという事実は、鳥題に如何なる歌が求められていたかということを窺わせるもので、詠進者達は、バラエティに富んだ、珍しい鳥を詠み込むことを要求され、事実そのように詠んでいる。定家を除く他の詠進者達は、雁・千鳥のみならず、鶯・時鳥といった鳥も鳥題では一人も詠

んでいない。

ところが定家は「制仰」を犯して詠んでおり、やはり気懸りであったのであろう、注記しているのである。「たゞそこしらず」の部分の読みに関しては、橋本氏もふれておられる如く、「たゞそらしらず」との読みもある。今、「せらしらず」とつてみると、「……や候べからむ」の表現と応じて、「知らぬふりをしてはどうかでしようか。」と俊成に尋ねていると考えられる。それに対する俊成の合点は、確かに「父子共謀」（橋本氏論文）の感もあるが、その前の「雁と千鳥は停止されているそです。しかし、この二首はことに重要に思っています。その他はどうてい考えられません。」という定家の強い気持を察しての、父親の処置と見ることも出来よう。

定家の自注はこの後、更に次のように続く。

凡ハ述懐題被止。題ニ述懐之心詠之、旁雖有其僅、此鳥題、凡一切不可叶候之間、如此詠候。又偏以狹事為先者、為道遺恨候之故也。

(句読点は私意による。)

この部分には、俊成の頭書「内府哥述懐シタリキ」が付けられている。自注の「凡ハ述懐題被止」とはどういうことを指すのであろうか。一つには、述懐題は院によって停止されていたという見方、もう一つには、述懐題の禁止というような歌学上の故実を指すという見方が考えられるが、前者制止は、「凡ハ」といふ言い方と、俊成の頭書に言う如く、院の最も近くにいた内府通親詠に述懐歌が多いという事実とから認め難い。同時に、後者の見方も、それに該当する故実が存在しないため、妥当性を欠く。こはやはり、橋本氏が述べられる如く、制止ではないが、本百首に述懐題がないというこ

とは、本百首で述懐の心を詠むことは院の意向として止められている(求められていない)のだという定家の受け止め方のあらわれであろう。

そして以下、(述懐題ではない)他の題のところにも述懐の心を詠み入れるというこは、院の意向に対して憚りがあるけれども、この鳥題については、一体全体そういうことは不可能であるので、このように詠みました。また、もっぱら狹事(述懐の歌が求められていないから、又は、雁・千鳥を詠んではいけないから、と言つて)そのことに拘泥して、ここで(不本意な歌を)先例としてしまつてとは、歌道の為にも遺恨なことであるからです、と言っている。定家の真摯なこの姿勢に、俊成は合点を付すことによつて賛同の意を示したものと思われる。

定家が鳥題と述懐ということにここで拘っているのには、鳥をめぐつては忘れ難い思い出があり、また真に述懐すべき不遇意識があったことが一方には想像されるが、主たる理由はやはり和歌の文学性ともいへべき点にあったと思われる。久保田氏がこの点について、「定家は特殊な素材自体のもつおもしろさによつて詠むことをいさぎよしとしなかつたのではないか。」と述べられ、定家の「詞は古きを慕ひ、心は新しきを求め」という『近代秀歌』に見られる歌論の出發をここに見出しておられるのは卓見と思われる。

そもそも本稿の冒頭で、鳥題というのは珍妙の感があると述べたが、本百首出詠者達にとつても同様の印象だったのではなからうか。つまり、本百首の鳥題とは一体どういう歌を求められているのか、とまどいがあつたに違いない。そして、雁・千鳥の停止と相まって、こは歌材自体の珍しさへと向かわざるをえなくなるわけ、

実際、定家以外の歌人達の多くは歌材の珍しさを求め、それは行き過ぎると、なぞなぞもどきの言語遊戯に墮する危険性を十分に孕んでいた。定家が、「以狹事為先者、為道遺恨」であると言っているのは、まさしくこのような遊戯的詠歌をなすことであつたらう。定家が、「有心」ということを述懐の歌に於いてとらえていたことから見ても、「述懐之心」を入れて詠まない限り、「此鳥題、凡一切不可叶候」とここで言っているのも、首肯できるのではなからうか。

ところで、勘返状の定家自注の中で、この部分「雁千鳥………：為道遺恨候之故也」は、いささか調子が高い。自歌に注することにこつつけて、父俊成に心中を訴えるという印象である。「雁・千鳥の停止、すなわち新奇な歌材を詠み込むべし」という方針に対する、自らの和歌観を強い調子で述べ、敢えて雁・千鳥を詠み込むという行為の裏には、何やら対通親・六条家意識が感じられはすまいか。百首の企画から始まって、「鳥」という歌題を設け、新奇な歌材でそれを詠むという企て、それらがすべて、後鳥羽院を戴きながらも、実質は通親と季経・経家が牛耳っているという舞台裏。

雁・千鳥停止は、院の仰せという形で、通親等によって、かなり徹底されていたものと思われる。というのは、先にも述べたように、定家以外の出詠者は、皆この仰せを忠実に守っているからである。六条家側の専横と院への追従的態度、安易な和歌観、それらに対する定家の主張と不快感、これら諸々のものを、この勘返状は窺わせてくれる資料なのではあるまいか。

さて、以上の如き定家自注（一首目の歌に付けられた注については次章でとりあげる）の他に、俊成の頭書があるのでふれておく。四首目「いかにせん」の歌から、五首目「わがきみに」の歌にかけ

て、「雁与鶺之間一ヲ可得心歟 鶺哥勝歟」の頭書をしている。「いかにせん」の歌は「かりがね」を詠んでいるのだが、頭書によると、もう一首鶺の歌があつたらしく窺える。が、その歌は別紙（付箋のような形か）に書かれていたのであるうか、不明である。従つて、鶺の歌の内容については知るべくもないのだが、「制仰」に触れる雁の歌よりも鶺の歌の方を「勝歟」とした俊成の心境と、それに反して雁の歌の方を選んだ定家の判断には見過ごせないものが感じられる。

また、定家の述懐題に関する自注部分にも「内府哥述懐シタリキ」の頭書のあること、先に述べた通りである。

四

本章では、定家の鳥の歌五首を読んでみたい。既に久保田氏が、勘返状自注とともに訳されたものや、『詠注藤原定家全歌集上(下)』があるのので、導かれつつ私見も加えたいと思う。以下、定家の鳥の歌の引用は勘返状の本文で掲げるが、清濁は私意による。

一首目は、
やどになくやこゑのとりはしらしおきてかひなきあか月の
つゆ

で、「やこゑのとりに」すなわち鶺を詠んでいる。定家自身が勘返状に、

朝綱卿詩云

家鶏不識官班冷 依旧猶催報曉声

と注記しており、この朝綱の詩句（逸文）に拠つて詠まれていることは明瞭である。「官班」とは官職の位次のこと。その官班冷たき

ことを、朝綱の詩句をそのままうつしとる形で詠作している。鶏は早くから咥の声を告げるのだが、早く起きても甲斐のないことだと不遇を歎く。

実際のこの時期に彼が如何に不遇であったかは、石田吉貞氏が、凡そ、貧乏と病氣と官位の渋滞と、この三つが生涯を通じて定家を苦しめた主なるものであったが、しかもこの三つは、互いに関聯をもちつつ、この正治・建仁期に於て最も強く彼を悩ました。即ちこの時期は、生涯のうちにて、最も貧乏の時期であると共に、最も病弱の時期であり、又最も官位の渋滞した時期でもあった。(『藤原定家の研究』、文雅堂銀行研究社、昭和50年)

と述べられている如く、察するに余りある。周知のことながら、定家は文治五年二八才で左近少将に任ぜられて以来、建仁二年四一才で左近権中将になるまで、足かけ十三年の長きにわたり、除目の恵みに浴さなかつた。

和漢朗詠集に「鶏既鳴兮忠臣待旦」(鶯)の詩句が見えるが、「且を待つ」べくもない我が身の歎きが一首に盛られており、ブローワー⁽²⁰⁾氏が述べられているように、「あか月のつゆ」は、そのような身の上にある定家の涙の比喻とみてよからう。

二首目は、

きみがよにかすみをわけしあしたづのさらにさわべのねをやなくべき

で、「きみがよにかすみをわけし」とは、後鳥羽天皇の御世に殿上を許されていたことをさし、それが土御門天皇の御世になって叶わず、沢辺で鳴いていると、我身を「たづ」に比している。

この歌の背後には、『源家長日記』の指摘する如く、著名なエピソード、文治元年、定家が「五せちに事ありて殿上はなたれ」(同日記)、それを俊成が、「あしたづの雲路まよひし年暮れて霞をさへやへだてはつべき」と詠んで後白河院に奉り、定家が還昇せられた、がふまえられている。この俊成歌と還昇を知らせた定長(寂蓮)の返歌とは、千載集卷十七の巻軸に入れられており、その入集意図をめぐっては、久保田氏が、「当代が和歌を重んずる聖代であることを謳歌し、併せて歌徳による御子左家の慶びを長く後代まで記念するため」⁽²¹⁾と述べられ、西沢誠人氏が、「徳のある政道として下命者である院に対する配慮をも十分に満していると考えられよう。」と述べられている。

そのような背景をもつ定家の「きみがよに」の歌は、単に忘れ得ぬ思い出をふまえて昇殿の希いを詠んだだけではなく、和歌を重んずる聖代であれかしと願う歌の家の一員として、この機会に是非とも詠まねばならぬ歌であったのではなからうか。

更に、この歌は、そもそも本百首詠進者に定家に加えられる直接のきっかけとなった俊成の「正治和字奏状」の奥に書きつけられた歌、

和歌のうらのあしべをさしてなくたづもなか雲井にかへらざるべき

とも関連づけて考えねばなるまい。この指摘は、夙に藤平春男氏によつてなされており、氏は「父子の歌にみられる共通の情は院の心をひいたであらう。」⁽²³⁾と述べられている。

果して、この歌が院の御感にあづかり、その夜のうちに内昇殿を許された。今日的な目で見ると、柳の下の泥鰌的印象無しとしない

が、和歌を重んずる聖君であり、聖代であるといふことの、それが一つの要件であったのであり、一連の「たづ」歌に込められた父子の真情はその要件を十分に満たすものであったと言えよう。

三首目は、

てなれつゝすゑのをたのむはしたかのきみのみにぞあはんとおもひし

で、先述の定家自注——文治の頃、禁裏の御靈でニワトリ当番をしていた——が付いており、このことに依って詠んだ歌であると言ふ。「てなれつゝすゑのをたのむはしたか」は、すなわち、文治の頃、近臣として養鶏に務めていた定家自身の比喩である。久保田氏が、「鷹匠の手に馴れながら、狩場の陶野での活躍を期待しているはしたかは、わが君の御代に逢おうと思つたのでした。わたくしはわが君の御代での廷臣としての活躍を期待していたのでした」と解釈されている。末句「あはんとおもひし」の過去の助動詞に、定家の失望が色濃く表われている。

四首目は、「雁」を詠んでいる。

いかにせんつらみだれにしかりがねのたちどもしらぬ秋のころを

我身を「つらみだれにしかりがね」に比して、昇進の遅れを訴えている。末句「秋のころ」は、和漢朗詠集上（秋興）に、

物の色は自ら客の意を傷ましむるに堪へたり 宜なり愁の字をもて秋の心に作れること

（小野篁、新潮日本古典集成『和漢朗詠集』による）

また、右に拠る藤原季通の歌、

ことごとかなしかりけりむべしこそ秋の心をうれへといひけ

れ

（千載集⁽²⁵⁾）

によつて、「愁」である。「たちどもしらぬ」ほど愁に沈むこの心を一体如何したらよいのでしょうか、と文字通り愁訴する内容である。ちなみに、定家には「秋の心」という語を用いた歌が他に三首ある。一つは、「文治之比、殷富門院大輔天王寺にて十首歌よみ侍りしに」の詞書で、拾遺愚草下の奥に収める、

あさなぎのふなでにだにも忘れはやくがにしづめる秋の心を

（船中述懐⁽²⁶⁾2977(2785)）

で、第四句「くがにしづめる」の表現は、漢語「陸沈」を和語化したものであることを久保田氏が指摘されている。この表現は、俊成の「述懐百首」中に、

水の上にかでか鴛鴦のうかぶらむ陸にだにこそ身は沈みぬれ

（水鳥⁽²⁷⁾）

とあるものからの影響であろう。「くがにしづむ」という表現は、俊成と定家のこの歌の他に用例を見ない。

「秋の心」の二首目は、「仁和寺宮より忍びてめされし秋題十首、承久二年八月」の詞書で、同じく拾遺愚草下の、

しられじなくなかくあかすながきよもさはべのたづの秋の心は

（秋雑⁽²⁸⁾2363(2260)）

である。

同じく三首目は、定家晩年貞永元年の関白左大臣（教実）家百首中の、

風の音の猶色まさる夕かなことしはしらぬ秋のころを

（早秋⁽²⁹⁾1428(1428)）

である。下句「ことしはしらぬ秋のころを」を、久保田氏は「今

年の秋思はどのようなか、分らないが、と解しておられるが、この年一月権中納言に任せられたことを指しているとは読めないであろうか。同じ関白左大臣家百首の述懐題五首は、いずれも任権中納言という喜びを色濃く反映したものになっており、就中、

たちねのおよばず遠き跡過ぎて道をきはむる和歌のうらら

(述懐1495(495))

は、久保田氏が述べられる通り、官途も歌道も二つながら極め得たという定家の心が読みとれる。早秋題の歌の「秋のころ」も、文治・正治・承久各期の「秋のころ」歌の延長上に見て、「秋になり風の音は、秋の心を一層傷ましめるが如く吹きまざる夕べであるが、今年はその秋の心・愁いを知らぬ我身であるよ」と解することは出来ないだろうか。「秋のころ」という表現を含む、定家の歌四首は、さながら不遇な彼の半生をたどらせてくれる。幾年「秋のころ」に沈んできたことか、その彼が晩年にやっと「ことしはしらぬ」と詠んでいるとすると、感慨深いものがある。同年十二月十五日、彼は権中納言を辞している。

さて、鳥の歌の五首目は祝意を込めて次の如く詠まれている。

わがきみにあぶくまがはのさよちどりかきとどめつるあとぞう
れしき

ブロー⁽³¹⁾氏は、この歌は道長の一首、

君がよにあぶくまがはのそきよみちとせをへつつすまむとぞ
おもふ

(詞花集四)

をほめかかしていると指摘されている。また、久保田氏は、家隆の、
君が代にあぶくま河のむれ木も氷の下に春を待ちけり

(五二集1882)

に影響を及ぼしていると指摘されている。定家は、この歌で阿武隈川と千鳥をとり合わせているが、このとり合わせは、橋為仲の、

君ゆゑによはにいくせか鳴渡るあぶくま川のかは千鳥かな

(為仲集四)

が先例となるのみである。定家の歌以後では、久保田氏指摘の家隆歌を含む、建永二年最勝四天王院名所御障子歌中の「阿武隈川」題で、後鳥羽院・雅経・定家の三人が千鳥を入れて詠んでいる。その定家詠、

思ひかねつまどふ千鳥風さむみあぶくま川の名をやたづぬる

(1959(859))

には、家集で「老戀忘却兩度詠之、左道」の注記がなされている。久保田氏は、正治初度百首鳥歌で「既に阿武隈川と千鳥の取り合せを試みたのに、その二番煎じとなったことを反省したが、」と述べておられる。確かに定家の歌では二度目にあたるが、そのことを「左道」であるとした真意はどこにあるのだろうか。正治初度百首鳥題での阿武隈川と千鳥のとり合わせは、新鮮さがあったが、名所御障子歌では、院や雅経が同様のとり合わせをしていることと関係があるのかもしれない。

右のことはさて置き、鳥歌五首目で定家は、和歌の道に理解ある君の代にあらうことが出来、あまつさえ、このたびの百首の召しにあづかって、後代に和歌を書きとどめることが出来るとは、このうえなくうれしいことです、と喜びの歌で結んでいる。

既に久保田氏は、定家のこれら鳥の歌他をあげ、「沈倫の嘆きや、そこから出発して、院の庇護を期待する気持、又庇護を得たことの喜びなどを盛ったもの」であると評された。また、近年、村尾誠一氏は久保田氏の指摘をふまえて、鳥歌一連について歌論の面から言及された中で、勘返状の出現によって定家の述懐歌が「廷臣としての当為としてなされたのではない事」が判明すると述べられた。確かに、雁・千鳥を詠み、院への愁訴とも言うべき強い述懐性を有しているなどは、勘返状自注によって、定家独自の意図的行為であったとわかるわけで、他の出詠者の鳥歌とは自と趣きも異なってくる。

橋本氏は勘返状について、「これほど後鳥羽上皇の意向を計ったいわば父子間の深刻な往返」であったと述べられたが、定家の歌自体も彼の真剣さを窺わせるに十分なものであった。晴儀の百首作者に、いきさつがあった上で加えられた為のみならず、通親や六条家側に対する憤慨と、和歌に関しては未知なる院への緊張などがなされたものと考えられる。

結果として、既述の如く、定家の内昇殿が許されることになったのだが、このことを記した『明月記』八月二十六日条は次のようになっている。

……、頭弁送書状云、内昇殿事只今所仰下也者、此事凡存外、日来更不申入、大驚奇、夜部歌之中有地下述懐、忽有憐愍歎、於昇殿者、更非可驚、又非懇望、今欲進百首、即被仰之條、為道面目幽玄、為後代美談也、自愛無極、道之中興最前、已預此事、更ニ不及左右、即申此由了、早參入可畏申由有仰

事、尋求僮僕之間、及晚景參入、又謁尚書長、又逢康業、皆歌物語也、弁云、夜前進入百首之後、又依召參、無他事、只可仰下昇殿之由有仰事云々、是皆以此道面目也、抔悅有餘、凌甚雨退下、

右について、勘返状の定家自注と「素直につながるのか、またそこに屈折があるのか」という橋本氏の提起がある。特に傍線部「於昇殿者、更非可驚、又非懇望」は、これまでの定家の真剣さから見ると意外の感を受ける。

二十六日、吉報は、頭弁資実からの書状によってもたらされた。思いがけぬことで、日来昇殿の希望を申し入れていたというわけではないので、大いに驚き、おかしなことだと言っている。そして、昨夜の百首の中に地下の述懐があったので、憐愍あったのであるうと思ひ至っている。続く傍線部は、この言葉通りに信じるわけには行かない。が、定家という人間の一面をあらわしているようにも見える。この年の十月十二日の通親家影供歌合での定家歌に院が御感あつた一件を記した十三日条、

……、兵衛大夫家長示送云、夜前初冬予歌殊有寂感、其座負了、召寄被定勝云々、存外面目也、但狂歌也、不慮御感、可謂冥加、

このごろの冬の日かずの春ならば谷のゆきげにうぐひすの声此歌頗可叶時儀之由、内心存之、果以如此、自愛者也、と並べてみると、傍線部分には自信家定家像に相通するものが感じられる。

また、二十六日条傍線部は、かなり意識的に書かれているようにも見える。すなわち、昇殿を懇望していたわけではない、従ってそ

れは驚くにはあたらぬ。重要なのは、百首を詠進して、その歌によってこのような仰せをいただいた、そのことなのだということに強調せんとする意識である。「為道面目幽玄」といい、「道之中興」という。そのあと、御札に院御所に参入して、長房・康業等に逢うと、皆自分の歌の話をしている。そこで詳しい経緯を聞き、また「是皆以此道面目也」と記している。翌々日二十八日条にも、「今度歌殊叶寂慰之由、自方方聞之、道之面目、本意何事過之乎」との記述が見える。再三記される「道之面目」、これは勘返状中にも、「偏以従事為先者、為道遺恨候」とあったこととつながるものである。終始「道」の為、「道」の面目という意識を押し出そうとする。純粹とは言えないが、彼の歌道をめぐる至上主義的な一面を認めることは出来よう。

六

本稿では、正治初度百首鳥歌をめぐる諸問題の中から、定家・俊成の勘返状を中心とした考察を試みた。鳥という歌題設定や制止について、本百首が企図された経緯とかかわらせて考えてみると、権門通親と六条家季経・経家が、未だ本格的な詠歌活動を始めるに至っていない後鳥羽院の意を迎えようとするねらいがあったと思われること。そして、定家のそれらに対する不快感、それも単に百首出詠者から当初はすされていただけではないものが窺われることなどを述べた。

鳥の歌自体の考察は、定家の歌のみに限定されてしまったが、本百首鳥歌の全体に目を向けてみると、二十三人の出詠者が五百首ずつ詠んでおり、一一五首の鳥の歌が得られる。それらは、大方が定家

の歌とは趣きを異にして、実に多種多様な鳥が詠み込まれており、まことに興味深いものがある。これら鳥歌の実態を解明すべく、次稿を期したいと思う。

〔注〕

(1) 『新古今歌人の研究』（昭和48年、東京大学出版会）七九四頁。

(2) 「正治百首についての定家・俊成勘返状」（『和歌史研究会会報』第65号、昭和52年12月）以下橋本氏の論の引用はすべてこの論文に拠る。

(3) 『新古今和歌集の研究基盤と構成』（昭和43年、三省堂）七二頁他。

(4) 「藤原定家の正治院初度百首草稿」（『研究と資料』第八輯、昭和57年12月）

(5) 『図説日本の古典』「古今集・新古今集」（昭和54年4月、集英社）所収の「藤原定家の虚構と現実」、及び、『太陽』5250（昭和55年10月、平凡社）所収の「定家——その生涯と時代」など。

(6) 注(2)の橋本氏紹介の本文に拠る。

(7) 『源家長日記』に見える「大内御幸観桜」の際の一首が正治元年三月十七日に詠まれたものと確認されるのみである。樋口芳麻呂「後鳥羽院」（『日本歌人講座3』昭和43年、弘文堂）同「王朝の歌人10 後鳥羽院」（昭和60年、集英社）に詳しい。

(8) 「後鳥羽院歌壇はいかにして形成されたか」（『国文学』22巻11号、昭和52年9月）

(9) 注(3)四三頁。

(10) 「後鳥羽院とその周辺」(『UP』49号、昭和51年11月、東京大学出版会)

(11) 注(5)の前項の論文中。

(12) この頭書の読みについて、「内府哥述懐多リキ」と読む人もある由、橋本氏論文中にある。ちなみに、久保田氏は「多リキ」と読んでおられる。

(13) 久保田淳氏の「源通親の文学——その和歌について——」(上村悦子編『論叢王朝文学』、昭和53年、笠間書院)に詳しく論じられている。

(14) 峯岸義秋「歌合における述懐の歌」(東北大学教養部『文科紀要』一集、昭和33年)によると、元永二年七月十六日内大臣家歌合の判詞に「左歌、述懐の心なり。歌合には詠まずとぞうけたまはる。」とあるが、本百首にはあてはまらないだろう。

(15) 注(11)に同じ。しかし、そのような定家も、和歌に詠まれる「物」や「事」に対する関心は決して薄くはなかったらしいと、同氏が別稿(「藤原定家における『物』と『事』——『万物部類倭歌抄』を中心として——」、『論集 藤原定家』和歌文学の世界13、昭和63年、笠間書院)で述べられており、定家の意識をめぐって、尚、考究の余地を残すところである。

(16) 田尻嘉信「述懐の歌について——『有心』との関聯——」(『和歌文学研究』11号、昭和36年5月)

「有心」について、今十分な用意はないが、藤平春男氏の『歌論の研究』(昭和63年、ベリかん社)に拠ると、『毎月抄』に於いて、「詠作時における歌境への沈潜の深さ」(同書)を以て有

心を説いているという。『毎月抄』については真偽の問題があるが、勘返状自注で定家が力説しているところは、結果的に有心というところへ行き着くように思われる。

(17) 鶯の歌が如何なる歌であったのか興味を持たれるが、『夏蔭帖』(森川勘一郎編、大正15年、敬和会)に押される古筆切に「鳥名五百切」がある。春名好重氏の『古筆大辞典』(昭和54年、淡交社)にも立項されており、正治百首の折の誰かの鳥の歌であるかのように書かれている。筆者伝西行、書写年代鎌倉初めか中ごろ、と解説されており不審である。正治百首詠進者のものではないが、三首目に「鶯」が詠まれている。

(18) 注(11)に同じ。

(19) 昭和60年、河出書房新社刊。

(20) Robert H. Brower "Fujiwara Teika's Hundred-Poem Sequence of the Shoji Era, 1200" (A Monumenta Nipponica Monograph 55, Sophia University 1978) p. 107~108

(21) 注(1)書中四一二頁。

(22) 有吉保編『千載和歌集の基礎的研究』(昭和51年、笠間書院)二三五頁。また『源家長日記校本・研究・総索引』(源家長日記研究会、昭和60年、風間書房)の二二七頁で注(21)(22)の論を引いて述べられている。

(23) 『新古今歌風の形成』(昭和44年、明治書院)六七~六八頁。

(24) 注(11)に同じ。

(25) 和歌の引用は、以下『新編国歌大観』(角川書店)による。

(26) 定家の歌のみ、久保田氏の『詠注藤原定家全歌集』での歌番

号を()で併記した。

(27) 注(19)書中。

(28) 渡部泰明「藤原俊成『述懐百首』について」(『中世文学』第31号、昭和61年5月)では、不遇・沈論を直截に比喻する歌群の一首としてこの歌を掲げられている。

(29) 注(19)書中。

(30) 述懐題五首のうちの「はからずよ世に在明の月に出でて二たびいそぐ鳥のはつ声」149(149a)について、久保田氏は正治百首鳥歌「やどになく」を回想した作かと注せられている(注(19)書中四九八頁)が、確かにそのような意識を認めてよいのではなからうか。

(31) 注(20)に同じ。

(32) 注(1)書中八〇〇頁。

(33) 注(19)書中二九四頁。

(34) 注(1)書中七九九頁。

(35) 「理世撫民体考——藤原定家との関わりについて——」(『国語と国文学』昭和61年8月)